

裁量型課徴金制度をめぐる諸問題

2016/3/18 大阪大学大学院法学研究科 佐久間修

1 二重の危険と二重処罰の禁止

憲法第 39 条〔刑罰法規の不遡及、二重処罰の禁止〕 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

まず、二重の危険（double jeopardy）と二重処罰（cumulative penalties）は、異なる概念であり、用語も区別されている。また、英米法における二重の危険は、民事・刑事・行政制裁を厳密に区分しない法制度のもとで、「同一犯罪で重ねて訴追しない」または「一事不再理」として確立されたものであり、手続上の問題と渾然一体のものと思われる。

これに対して、二重処罰の禁止は、実体法における別個の原理として、同一犯人について重複した責任評価（非難）を回避するという趣旨であり、刑罰における応報刑論や責任主義から切り離して論じることはできない。

2 刑罰と課徴金の違い

刑法第 9 条（刑の種類） 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

①刑法においては、罪刑法定主義を前提として、応報刑を基調とする抑止刑の理論が採用されてきた。そこでは、実質的正義の実現、罪刑均衡の原則、刑法の補充性・謙抑性などが問題となる。

→ 刑罰の本質として、過去の犯罪事実に対する回顧的判断にもとづき、法的非難に直結した刑罰が法秩序を回復させる点で、応報と予防（一般予防）が重視されてきた。そこから、刑罰の意義・機能や量刑の判断基準が導かれることになる。

②課徴金制度では、いわゆる比例原則に加えて、手続的な明確性も要求されるが、その本質は、将来の違法行為を抑止するための展望的判断として、目的適合性と手続の透明性が必要である。したがって、課徴金の賦課に際しては、再発防止とコンプライアンスが重視される。

3 裁量性と責任主義

刑事訴訟法第 248 条〔起訴便宜主義〕 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

刑法上の量刑判断では、上述した起訴・不起訴の判断基準を参考にしつつ、犯罪自体の性質や手段・方法のみならず、発生した結果や社会的影響のほか、犯行の動機、犯人の性格・年齢・境遇、前科及び改悛の情、犯罪後の被害弁償などの諸事情が考慮される（大判昭和 8・11・6 刑集 12 卷 1471 頁、最大判昭和 23・2・6 刑集 2 卷 2 号 23 頁など）。

また、実務上も量刑基準が定着しており、単なる自由裁量でないこと、犯罪行為の客観的・外部的事情だけでなく、行為時の主観的態度に加えて、犯行前の行為者の生育歴や義務違反的要素など、刑罰の本質である応報的原理や犯人の改善・教育目的に沿った「応報の中における予防」が基礎となっている。

→罪刑の均衡は、量刑判断において、当該事件の引き起こした不法性と当該犯人の責任を勘案して、その質・量に見合った刑罰を選択するという意味であり、かりに悪質性が著しい場合にも、客観的な不法を超えることは許されない。

他方、裁量型課徴金制度も、（行政）比例原則に適合させるのが望ましいとはいえ、それは各人の悪性とは直結しないのではないか。例えば、故意・過失は、責任主義を中核とする刑罰にとって重要な考慮要素であるが、違法行為の抑止という視点に限ってみれば、必ずしも決定的な要素ではない。

4 その他の問題

なお、リニエンス制度の柔軟化や和解制度の導入は、刑事法においては「司法取引」として問題となりうるが、再発防止目的に特化した課徴金制度にあっては、現行法上も許容されるのではないか。また、行政処分としては、事業者の調査協力・非協力の程度を勘案しつつ、課徴金の減免を決定する仕組みも導入可能であろう。

これに対して、刑事手続の一種とみるならば、二重処罰の問題が生じるのはもちろん、弁護士立会い権や証拠物件の取り扱いなどをめぐって、各種の手続上の保障が必要となるであろう。他方、違反行為の抑止に向けた、よりよい協力関係を事業者と構築してゆくためには、何が必要であるかを考えねばならず、裁量型という要素だけに拘泥して二重処罰の禁止を議論すべきでない。また、現行の刑事罰規定は、特に悪質な事業者や現場担当者の逸脱行動に対して、行政規制を補完するものとして残しておくべきであろう。

以 上